

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日：平成22年11月22日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人神守福祉会 (施設名) 神守保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)瀧俊成	定員(利用人数):150名
所在地:〒496-0005 愛知県津島市神守町字古道8	TEL 0567-24-0510

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>津島市の東部にある閑静な住宅地域にあり、昭和29年よりお寺が運営した宗教法人としてスタートした歴史ある地域に密着した保育園である。以前は農家の家庭が利用されていたが、現在は核家族になり、少子化の傾向もあって定員も180名から150名に減員をしている。そのため空き室もあって各部屋も広く余裕がありコーナーを設けるなどの工夫がされている。</p> <p>園長先生は、経験豊富で私立保育協会の会長を務めており、常に福祉ニーズの新しい情報を収集している。</p> <p>保育園の大きな特徴は、卒園式を仏式で行うなどの宗教色もあるが、一日に数回は手を合わせる機会があり物に感謝する気持ちや給食の開始から15分は黙って食事を取るといった取り組みをされており、保護者からは食べ残しがないなど好評である。</p> <p>総合幼児教育研究会の実践を取り入れ、文字と数のトレーニングを行ったり、合唱や鼓笛隊なども行っている工夫がされている。</p> <p>また、野菜を作ったり、できた野菜を給食で調理するなど食育にも力をいれている。</p> <p>その他、通園バスの利用ができ、市内の送迎も行っている。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>法人として福祉サービスの内容や特性を踏まえた使命や目指す方向がわかるような理念・基本方針を具体的に示し、利用者(保護者)にわかりやすく説明する工夫が望まれる。</p> <p>具体的な課題や問題点の解決に向けて収支計画も含めた中長期計画を策定することが望まれる。</p> <p>職員に求める専門性について保育園としての、教育・研修に関する基本姿勢を示す工夫が望まれる。</p> <p>安全管理面では、職員による事故防止対策の検討会や専門業者による大型遊具の定期点検、不審者対応マニュアルの作成と訓練等を行なうことが望まれる。</p> <p>地域との関係は、ボランティア受け入れに関する基本的な姿勢等の明文化、必要な社会資源や関係機関の把握、連絡先の掲示が求められる。</p> <p>サービス実施計画については、アセスメントの定期的な見直し、懇談会やアンケートによる保護者の要望をいれていくことが望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>宗教法人として創立以来、途中より社会福祉法人に形態はかわっても子の育ちに願いをこめて、「明るく 正しく 仲よく」を目標にして、今日まで保育をすすめてきました。長い間の積み重ね、取り組みや工夫、努力に評価をいただきました。一方、事業やサービスとして明確になっていない等、至らない点につきましては、評価内容をよく理解し、早急に改善していきます。</p> <p>利用者から見て、納得のいく良質の保育園をめざし、さらに構築していきたい。地域の乳幼児が最善の利益が得られるような保育を目標に、保護者との連携をより一層細やかに図り、保育士のより高い技術を磨き、良質の環境作りを心がけていきたい。</p>
--

⑤ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

神守保育園の理念はあるが、福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な理念の作成を検討することが望まれる。また、職員の行動規範となるような内容や保育サービスへの具体的な取り組みを基本方針として示すことが望まれる。
理念・基本方針を職員会議・研修などの場で職員に周知したり、保護者にはわかりやすい表現で伝える工夫をすることが望まれる。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

福祉サービス全体に対するニーズや把握された情報・データを盛り込んだ具体的な計画の策定には至っていない。
事業計画策定時に、意見集約を基に関係職員の参画が求められる。また、利用者に解りやすい伝達方法を工夫することが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>初年度会議で方針等を口頭で表明しているが、会議・研修等でも機会を捉えて表明することが望ましい。法令の回覧だけではなく周知徹底をはかることが望まれる。自己評価や第三者評価基準を定期的の実施し保育サービスの改善につなげられることを期待したい。</p>
--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

<p>把握している社会福祉事業の動向や福祉サービス全体のニーズを、中・長期的に反映させると良い。また、中・長期計画の内容によっては数値化するなど具体的に示し、職員にも周知するとなお良い。</p>

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

質の高い人材確保の為にプランが作成されているが十分に活用されていない。人事考課の取り組みを始めたところであるが、客観性・透明性を示す為にも人事考課基準を示されることが望まれる。
 研修参加に積極的に取り組んでいるが、職員に求められている専門性についての保育園としての基本姿勢を示すことが望まれる。
 実習実施マニュアルをもとに担当者が実習プログラムを作成している。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

各種マニュアルに基づいてチェックリスト等が整備され実施されている。また、職員に周知徹底を図るための工夫が望まれる。
 「ヒヤリ・ハット」シートの活用を基に事故検証や専門業者による大型遊具の点検等を検討することが望まれる。
 不審者対応マニュアルの作成、訓練実施に取り組まれることが望まれる。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

コミュニティーフェスティバルに参加する等、地域との交流を大切にしている。ボランティア受け入れに関する保育園としての姿勢や、受け入れ目的、業務の範囲等明文化されたものが望まれる。関係機関・団体・民生委員・児童委員との連携を強化が望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育課程作成については、理念・基本方針を明確に示されることが望まれる。プライバシー保護に関して、職員に周知徹底されている。懇談会実施や成長記録カードに記入する等、保護者と共通理解に努めている。なお、苦情解決制度の仕組みを十分理解してもらえる取組が望まれる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>自己評価・第三者評価基準の実施と、評価結果に基づいた課題に組織的な取り組みを継続されることが望まれる。定例会議はじめ、各会議を実施し、保育内容の向上を図っている。諸記録の記入について、次年度に生かせる記入がされており見直しなども適切に行われている。職員間での記入に差違が生じない工夫が望まれる。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

<p>ホームページや保育所案内の配布など、情報提供しているがあらゆる機会を利用して情報提供をすることが望まれる。引継ぎ文書や申し送り書の活用の強化が望まれる。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>保育課程をもとに指導計画が作成されている。 記録票等に、健康状況・生活状況・成長記録等が次年度に生かせるように記録されている。</p>
--

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

健康に関するマニュアルが整備されており、日々の健康状態も保護者との連絡を基に配慮されている。
 市主催のメニュー会議に出席し、意見交換、献立実施簿の指導を受ける等子どもの食生活の充実に取り組んでいる。
 医師の指示書を基に、アレルギー除去食、代替食を実施している。
 市の貸与で空気清浄機が設置されている。
 毎月の環境整備のチェックを行い、温度管理等、保育環境が整備されている。また、各保育室に子どもがゆったり過ごす事が出来る様に、畳・絨毯が用意されている。
 発達に見合ったおもちゃや教材が用意されており、季節感のある作品を掲示するなどの保育が進められ、一人ひとりの子どもの状況にあった言葉がけをして、気持ちに沿った保育を心がけている。
 人間関係を築く方法として異年齢交流が計画的に実施されている。
 人権擁護に関する研修・計画書があるとなお良い。
 長時間保育時間帯には乳児・幼児にわけ、子どもに負担がないように配慮している。
 虐待の疑われる子どもはいないが、マニュアルに基づいた職員研修を継続されることが望まれる。